

## 公示

「令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業」の実施予定者の公募について

九州農政局喜界島農業水利事業所では、「令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業」の実施予定者を公募する。

本委託事業の受託を希望する者は、下記要領により企画提案書を提出されたい。

### 記

#### 1 委託事業の目的

本委託事業は、喜界島農業水利事業の一環として建設する喜界第2地下ダム（以下「地下ダム」という。）について、学識経験者や専門技術者（以下「学識経験者等」という。）を選定するとともに、学識経験者等による地下ダム技術検討委員会の企画・運営等を行い、検討結果の取りまとめを行うものである。

#### 2 委託事業の概要

##### (1) 委託事業の内容

##### 1) 地下ダムの建設に係る技術的課題に対する学識経験者等の選定

地下ダムの建設に向けた検討に当たり、設計、施工上の高度な技術的課題に的確に対処するため、様々な分野から適切な学識経験者等を選定する。

##### 2) 学識経験者等による地下ダムの技術的課題の検討及び取りまとめ

下表に示す地下ダムの技術的課題について、選定した学識経験者等の専門的知識を最大限活用した助言、指導を得て検討を行い、その結果を取りまとめる。

地区名	技術的課題
喜界島	(1) 前回委員会までの検討事項 ・総合運用の検討に当たっては、喜界第2地下ダムの計画低水位を考慮し水収支を行うこと。 ・総合運用の両ダムの取水量比率及びその具体的管理方法は、管理費を考慮し、実運用に向けて検証を行うこと。 ・塩水浸入解析については、施工の進展に伴う塩水浸入の状況を把握し、パラメータを検証するとともに、等ポテンシャル線や流速ベクトルの表示方法の見直しを行うこと。 ・難透水性基盤の確認に当たっては、確実な岩着を最優先とし、調査ボーリングや削孔時の注入圧等による確認を確実かつ効率的に実施するための施工管理体制を整えること。 ・三軸固化液の高炉セメント低減仕様については、品質のバラツキ及び材令日数による変化に注視し、これらを丁寧に整理すること。  (2) その他の検討事項（予定）

	・パイロット孔調査を反映した地質縦断図、基盤等高線図等によるダム軸の地質状況。
--	---

## (2) 実施期間

委託契約締結の日から令和9年2月24日（水）までとする。

## 3 応募資格及び応募方法

別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。なお、企画提案書作成要領は、九州農政局ホームページ (<https://www.maff.go.jp/kyusyu/>) の「申請・お問い合わせ」の「調達情報・公表事項」の「公告・公募関係」からダウンロードするものとし、インターネット接続環境にない者は、6の照会等窓口へ問い合わせること。

## 4 委託契約の締結

本委託事業に係る契約は、九州農政局喜界島農業水利事業所入札・契約手続審査委員会の審査の結果、決定された委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、締結する。

## 5 その他

(1) 本委託事業の詳細については、別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。

### (2) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- 1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- 2) 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- 3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- 4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- 5) 公表前における企画提案書の評価点に関する情報聴取
- 6) 公表前における発注予定に関する情報聴取
- 7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- 8) その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

## 6 照会等窓口

〒891-6231

鹿児島県大島郡喜界町大字荒木 90 番地 2  
九州農政局喜界島農業水利事業所 庶務課  
電話 0997-57-1057  
メールアドレス kikai\_keiri333@maff.go.jp

以上公示する。

令和 8 年 5 月 11 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局喜界島農業水利事業所長  
百濟 昌人

# 企画提案書作成要領

## 1 委託事業名

令和8年度喜界島農業水利事業  
地下ダム技術検討委員会委託事業

## 2 委託事業の目的

本委託事業は、喜界島農業水利事業の一環として建設する喜界第2地下ダム（以下「地下ダム」という。）について、学識経験者や専門技術者（以下「学識経験者等」という。）を選定するとともに、学識経験者等による地下ダム技術検討委員会（以下「委員会」という。）の企画・運営等を行い、検討結果の取りまとめを行うものである。

## 3 事業内容等

### (1) 地下ダムの建設に係る技術的課題に対する学識経験者等の選定

地下ダムの建設に向けた検討に当たり、設計、施工上の高度な技術的課題に的確に対処するため、様々な分野から適切な学識経験者等（5名程度）を選定する。

### (2) 学識経験者等による地下ダムの技術的課題の検討及び取りまとめ

選定した学識経験者等を委員として委嘱するとともに、委員会を設置し運営する。

下表に示す地下ダムの建設に係る技術的課題に関して委員の専門的知識を最大限活用した助言、指導を得られるよう委員会の企画・運営を行い、委員会終了後、委員会での技術的助言をまとめた議事録を作成し、委託者及び各委員に内容確認のうえ、検討結果として取りまとめる。

区分・開催時期	開催場所	技術的課題
委員会 令和8年 12月 (予定)	鹿児島県 大島郡喜界町	(1) 前回委員会までの検討事項 ・総合運用の検討に当たっては、喜界第2地下ダムの計画低水位を考慮し水収支を行うこと。 ・総合運用の両ダムの取水量比率及びその具体的管理方法は、管理費を考慮し、実運用に向けて検証を行うこと。 ・塩水浸入解析については、施工の進展に伴う塩水浸入の状況を把握し、パラメータを検証するとともに、等ポテンシャル線や流速ベクトルの表示方法の見直しを行うこと。 ・難透水性基盤の確認に当たっては、確実な岩着を最優先とし、調査ボーリングや削孔時の注入圧等による確認を確実かつ効率的に実施するための施工管理体制を整えること。 ・三軸固化液の高炉セメント低減仕様については、品質のバラツキ及び材令日数による変化に注視し、これらを丁寧に整理すること。  (2) その他の検討事項 (予定)

		・パイロット孔調査を反映した地質縦断図、基盤等高線図等によるダム軸の地質状況。
--	--	---

### (3) 報告書の作成

地下ダムの技術的課題に対する検討結果を取りまとめるうえ、令和9年2月24日(水)までに九州農政局喜界島農業水利事業所長あてに報告書(A4版簡易製本8部)及び電子媒体(CD-R等2部)を提出するものとする。

## 4 契約限度額

本委託事業の予算は、9,174千円程度(消費税及び地方消費税含む。)を予定している。

## 5 実施期間

委託契約締結の日から令和9年2月24日(水)までとする。

## 6 応募資格

公募に応募できる者は、次の参加資格に全て適合する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究等)」において、「B、C又はD」の等級に格付けされている「九州・沖縄地域」の競争参加有資格者であること、又は、参加資格の受付において申請を行い受理されている者、かつ、企画提案書提出時まで「B、C又はD」の等級に格付けされている「九州・沖縄地域」の競争参加有資格者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、上記(3)の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、九州農政局長が別に定める手続きに基づいて競争参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

(5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(6) 九州農政局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 7 参加表明書の提出

(1) 提出方法

本委託事業に参加を希望する者は、参加資格を確認できる資料（競争参加資格確認通知又は資格申請書類の写し）を添付のうえ、参加表明書（別紙様式1号）を7（2）に示す期間内に17に示す応募・照会等窓口に提出すること。

提出方法は、17に示す応募・照会等窓口に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法にて提出するものとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

## （2）提出期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月25日（月）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時まで（最終日は午前12時までとする。）。

なお、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便による場合は期間内必着とする。

## 8 企画提案書の提出

### （1）企画提案書の作成

参加表明書を提出した者は、企画提案書提出届（別紙様式2号）とともに、次の各号の項目を内容とする「企画提案書」を提出するものとする。

なお、企画提案書に使用する言語は日本語とし、提出部数は1部とする。

また、企画提案書を提出しなかった者は、失格とする。

### （2）企画提案書には、以下の項目について記載するものとする。

#### 1) 事業の実施方針（別紙様式4-1号）

3の事業内容等に示す事業をどのように実施するかの実施方針・実施方法等を具体的に記載すること。特に、学識経験者等の選定理由は、今回の技術的課題を踏まえた記載となるよう留意すること。

また、技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法を具体的に記載すること。

#### 2) 事業の実施スケジュール（別紙様式4-2号）

当該事業を遂行するうえでの、実施工程表を作成すること。また、実施手順・工程計画について、特に配慮した点を具体的に記載すること。

#### 3) 事業の実施体制（別紙様式4-3号）

##### ①事業実施体制

##### ②本事業に携わる担当者のリスト、経歴及び資格等

事業を統括的に管理する者（1名に限る。）の氏名に○を付すこと。また、実施体制について、特に配慮した点を具体的に記載すること。

#### 4) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の類似業務の実績（別紙様式4-4号）

※ 類似業務とは、地下ダム設計、施工の検討に関する業務（農林水産省発注以外の業務を含む。）、又は地下ダム設計に関する研究実績とする。

なお、記載した実績が証明できる業務カルテ、契約書等の写しを添付すること。

- 5) ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙様式4－5号）
- 6) 積算内訳（参考資料として提出。別紙様式3号）
- 7) 上記6（3）による競争参加資格証明書の写し
- 8) 事業を統括的に管理する者の過去3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日まで）又は前々年度（令和6年度）の継続教育への取組状況（別紙様式4－3号）（取得証明書の写しを添付）
- 9) その他参考となる資料（提出は任意）

- ①農業農村整備事業に精通することを証明する資料
- ②国営土地改良事業の地下ダムに関する豊富な知見を有することを証明する資料

(3) 提出方法

提出方法は、上記7（1）と同じ。

(4) 提出期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月8日（月）までのうち、休日等を除く午前9時から午後4時まで（最終日は午前12時までとする。）。  
 なお、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便による場合は期間内必着とする。

(5) 企画提案書の取扱い

- 1) 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- 2) 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
- 3) 競争参加資格を有しない者が提出した書類は、無効とする。

4) 企画提案書は、本委託事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。

5) 企画提案に要する一切の費用は、提出者が負担する。

(6) 参考資料の貸与

過去の地下ダムに関する技術資料は、17に示す応募・照会等窓口にて貸与が可能である（別紙様式5 貸与資料申請書）。貸与した資料は、令和8年6月8日（月）までに返却するものとする。

（参考資料）

番号	資料名	数量
1	平成29年度国営土地改良事業地区調査 喜界島地区地下ダム技術検討委託事業 報告書	1部
2	平成30年度国営土地改良事業地区調査 喜界島地区地下ダム技術検討委託事業 報告書	1部
3	令和4年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業 報告書	1部
4	令和5年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業 報告書	1部
5	令和6年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業 報告書	1部
6	令和7年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業 報告書	1部

## 9 委託契約予定者の特定等

- (1) 委託契約予定者を特定するための基準（別紙「企画提案書特定に係る評価基準」参照）

企画提案書は、次の事項に着目して評価する。

- 1) 事業の目的・内容等に対する理解度
- 2) 事業実施方針の的確性
- 3) 実施手順・工程計画の妥当性
- 4) 実施体制の妥当性
- 5) 過去の類似業務の実績
- 6) 継続教育に関する姿勢
- 7) ワーク・ライフ・バランス等の推進

※類似業務とは、地下ダムの設計、施工の検討に関する業務（農林水産省発注以外の業務を含む。）、又は地下ダムの設計に関する研究実績とする。

- (2) 企画提案書の特定・非特定

前項の基準に基づき評価を行い、評価が最も高い企画提案書の提出者を委託契約予定者として九州農政局喜界島農業水利事業所入札・契約手続審査委員会の審査を経たうえで、特定する。

また、提出者の特定・非特定については、令和8年7月14日（火）までに全ての提出者に通知する。

なお、非特定を通知された者については、通知のあった日の翌日から起算して7日以内（休日等は除く。）に、非特定理由の説明を求めることができる。

## 10 契約

- (1) 本委託事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、国との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
- (2) 委託契約締結後、同事業で取得した著作権については、分任支出負担行為担当官九州農政局喜界島農業水利事業所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）が継承するものとする。

## 11 契約保証金

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予決令第100条の3第3号の規定により免除する。

## 12 実績報告

受託者は、本委託事業が終了したときは、分任支出負担行為担当官に以下に示す書類一式を委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による。）と併せて、提出しなければならない。

- (1) 人件費の支出額確認のため必要となる出勤簿、日報、集計表、帳簿及び支出証拠

## 書類

- (2) 旅費及び物品購入費の支出額確認のため必要となる帳簿及び支出証拠書類
- (3) その他本委託事業に係る支出額確認のため必要となる帳簿及び支出証拠書類

### 13 人件費の算定

人件費は、次の方法により算定するものとし、具体的な算定方法は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日22経第961号大臣官房経理課長通知)のとおりとする。

＜受託者に受託単価規程が存在する場合＞

- (1) 人件費は、時間単価に直接作業時間を乗じて算定する。なお、時間単価は、受託者が定める受託単価規程に基づく時間単価を使用する。
- (2) 人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に事業に従事したことを証する業務日誌を作成する。

＜受託者に受託単価規程が存在しない場合＞

- (1) 人件費は、時間単価に直接作業時間を乗じて算定する。
- (2) 正職員、出向者(給与等を全額委託先で負担している者に限る。)及び嘱託職員の人件費時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価＝(年間総支給額＋年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

- (3) 出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価＝委託先が負担する(した)(年間総支給額＋年間法定福利費等)  
÷年間理論総労働時間

- (4) 管理者等の時間単価は、原則として下記の1)により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、2)により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

#### 1) 原則

人件費時間単価＝(年間総支給額＋年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

#### 2) 時間外に従事した場合

人件費時間単価＝(年間総支給額＋年間法定福利費等)÷年間実総労働時間

- (5) 人件費の算定に当たっては、直接作業時間数の把握が必要であるため、実際に従事したことを証する業務日誌を作成する。

### 14 委託費の額の確定

分任支出負担行為担当官は、事業完了時に提出される実績報告書を検査した上で、13に示す支出証拠書類等と照合して事業に要した経費の実支出額を精算し、これと委託費の限度額のいずれか低い金額を委託費の額とする。

### 15 委託額の支払方法

委託費の額が確定した後、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行う。

## 16 問合せ

### (1) 問合せ期間

令和8年5月11日(月)から令和8年6月8日(月)まで

※持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後4時まで。

### (2) 問合せ方法

窓口への持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールのいずれかの方法で問い合わせるものとする。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送等による場合は期間内必着とする。

### (3) 問合せ先

17の応募・照会等窓口へ

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(休日等は除く。)以内に電子メールにより行う。

## 17 応募・照会等窓口

〒891-6231

鹿児島県大島郡喜界町大字荒木90番地2

九州農政局喜界島農業水利事業所 庶務課

電話 0997-57-1057

メールアドレス [kikai\\_keiri333@maff.go.jp](mailto:kikai_keiri333@maff.go.jp)

(別紙様式1号)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局喜界島農業水利事業所長  
百濟 昌人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 参加表明書

「令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業」に関する企画競争に参加したいので、下記資料を添付して応募します。

記

競争参加資格確認通知（又は資格申請書類）の写し

(提案に関する担当者)  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
メールアドレス

(別紙様式2号)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局喜界島農業水利事業所長  
百濟 昌人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 企画提案書提出届

「令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業」に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

記

添付書類 企画提案書 1部

(別紙様式 3 号)

令和 8 年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業  
積算内訳

区分	予算額	備考
	円	
〇〇〇〇費		〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
〇〇〇〇費		〇〇費 △△△円 〇〇費 △△△円
消費税及び地方消費税		
計		

注 1：積算内訳は、次の項目で積算すること。

- (1) 人件費（労務費）：単価は、社内規程単価を使用すること。
- (2) 諸謝金：学識経験者等謝金等
- (3) 旅費交通費：学識経験者等旅費、受託者旅費  
受託者旅費は、社内の旅費規程を基に算定すること。
- (4) 事務庁費：印刷製本費、通信運搬費、アルバイト雇用費、外注費等
- (5) 一般管理費
- (6) 消費税及び地方消費税：

(1)～(5)までは、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た金額を計上すること。

注 2：必要に応じて、資料を添付すること。

注 3：備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。

(別紙様式 4 - 1 号)

## 事業の実施方針

事業名：令和 8 年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業

### 【注意事項】

- 企画提案書作成要領に記載された事業内容ごとに、実施方針・実施方法を具体的に記載すること。
- 学識経験者等の構成の他、構成員の氏名、経歴、役職、選定の理由等を記載すること。
- 技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法に関する実施方針を記載すること。
- 本様式に記載された内容により、主に事業の目的・内容等に対する理解度及び実施方針の的確性等を評価する。
- 提出用紙サイズは、A 4 判とし、1 枚以内とする。



(別紙様式 4 - 3 号)

### 事業の実施体制

事業名：令和 8 年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業

#### (1) 事業実施体制

【注意事項】当該事業の実施体制（人員配置等）を明示すること。
--------------------------------

#### (2) 本事業に携わる主な担当者

氏名	所属・役職	担当業務の内容	所有する資格	類似業務の実績
				・発注機関 ・業務名 ・業務内容 ・履行期間 ・役割
事業を統括的に管理する者の農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 前々年度取得単位 CPD (別添取得証明書参照) 過去 3 年間取得単位 CPD ( " )				

#### 【注意事項】

- 主な担当者とは、事業を統括管理する者、調査分析作業等の責任者等を想定している。  
また、事業を統括的に管理する者（1名に限る。）の氏名に○を付することとし、継続教育に対する取組状況（事業を統括管理する者のみ）を記載すること。
- 氏名には「ふりがな」をふること。
- 資格には、資格の種類、部門（選択科目）等の資格に関する詳細を記載すること。
- 類似業務とは、地下ダムの設計、施工の検討に関する業務（農林水産省発注以外の業務を含む。）、又は地下ダムの設計に関する研究実績とし、業務の実績には、発注機関、業務名、履行期間、担当業務の役割、発表論文等を記載すること。
- 本様式に記載された内容により、主に実施体制の妥当性、継続教育に関する姿勢を評価する。

(別紙様式 4 - 4 号)

過去 5 年間の類似業務の実績

事業名：令和 8 年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- 過去 5 年間とは、令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 類似業務とは、地下ダムの設計、施工の検討に関する業務（農林水産省発注以外の業務を含む。）、又は地下ダムの設計に関する研究実績とする。
- 記載した実績が証明できる業務カルテ、契約書等の写しを添付すること。
- 本様式に記載された内容により、過去の類似業務の実績を評価する。

(別紙様式 4 - 5 号)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る関係法令に基づく認定を証明する書面

事業名：令和 8 年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業

法令名	認定の種類	認定の有無
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）	プラチナえるぼし ※ 1	
	えるぼし 3 段階目 ※ 2	
	えるぼし 2 段階目 ※ 2	
	えるぼし 1 段階目 ※ 2	
	行動計画の策定 ※ 3	
次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん認定企業 ※ 4	
	くるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準） ※ 5	
	くるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準） ※ 6	
	トライくるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準） ※ 7	
	くるみん認定企業（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準） ※ 8	
	トライくるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準） ※ 9	
	くるみん認定企業（平成 29 年 3 月 31 日までの基準） ※ 10	
	行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準） ※ 3、※ 11	
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定企業）	ユースエール	

【注意事項】

○該当する認定等がある場合は、「認定の有無」欄に○印を記入すること。

○認定書等の写し、又は証明する書面を必ず添付すること。

※ 1 女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定。

※ 2 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。

※ 3 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※ 4 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定。

※ 5 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定。

- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）。
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定。
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※10の認定を除く。）。
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

(別紙様式5)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州農政局喜界島農業水利事業所長  
百濟 昌人 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者 氏 名

### 貸 与 資 料 申 請 書

令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業に関する貸与資料  
を下記のとおり申請します。

### 記

(担当者)  
所属・役職  
貸与者氏名  
電話番号  
メールアドレス

<応募・照会等窓口記載欄>

貸与期間：

確 認 欄：貸与： 月 日 ( )

返却： 月 日 ( )

## 企画提案書特定に係る評価基準

委託事業名：令和8年度喜界島農業水利事業 地下ダム技術検討委員会委託事業

項目	着眼点	評価の指標	点数
事業の目的・内容等に対する理解度	農業農村整備事業に精通するとともに、国営土地改良事業の地下ダムに関する豊富な知見を有し、事業目的及び内容が十分理解されているか。	ア. 豊富な知見を有し、十分理解されている。	15点
		イ. 知見を有し、理解されている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 理解が不十分である。	選定しない
事業実施方針の的確性①	専門分野に配慮された学識経験者等が選定されるなど、妥当な内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点
		ウ. 普通である。	10点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
事業実施方針の的確性②	技術的課題の検討に当たっての学識経験者等を活用した検討方法について、妥当な実施内容となっているか。	ア. 詳細な検討がなされ、優れた実施内容となっている。	30点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施内容となっている。	20点
		ウ. 普通である。	10点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
実施手順・工程計画の妥当性	実施手順や工程が十分検討された計画となっているか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた工程計画となっている。	15点
		イ. 検討がなされ、妥当な工程計画となっている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 内容が劣る。	選定しない
実施体制の妥当性	事業量に見合った人員が配置され、また主な担当者の経験等は十分であるか。	ア. 十分な検討がなされ、優れた実施体制となっている。	15点
		イ. 検討がなされ、妥当な実施体制となっている。	10点
		ウ. 普通である。	5点
		エ. 体制が劣る。	選定しない
過去の類似業務の実績	過去5年間における類似業務の実績 (過去5年間とは令和3年4月1日～令和8年3月31日までに完了した業務)	ア. 5件以上の実績がある。	15点
		イ. 3件以上5件未満の実績がある。	10点
		ウ. 1件以上3件未満の実績がある。	5点
		エ. 実績なし。	0点
継続教育に関する姿勢	過去3年間における担当者(事業を統括的に管理する者)の農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 (過去3年間とは令和4年4月1日～令和7年3月31日まで、前々年度とは令和6年度)	ア. 過去3年間で150CPD、又は前々年度50CPD以上	15点
		イ. 過去3年間で90-149CPD、又は前々年度30-49CPD	10点
		ウ. 過去3年間で30-89CPD、又は前々年度10-29CPD	5点
		エ. ア～ウ以外	0点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、以下の法令の認定を受けているか。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)	(1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。	
		ア. プラチナえるぼし認定企業 ※1	7点
		イ. えるぼし3段階目 ※2	6点
		ウ. えるぼし2段階目 ※2	4点
		エ. えるぼし1段階目 ※2	3点
		オ. 行動計画の策定 ※3	1点
		※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。	

(2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定 (くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)	ア. プラチナくるみん認定企業 ※4	7点
	イ. くるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) ※5	6点
	ウ. くるみん認定企業(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※6	4点
	エ. トライくるみん認定企業(令和7年4月1日以後の基準) ※7	4点
	オ. くるみん認定企業(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※8	4点
	カ. トライくるみん認定企業(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ※9	4点
	キ. くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準) ※10	3点
	ク. 行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※3、※11	1点
	※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定。	
	※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定	
	※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※8及び※10の認定を除く。)	
※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定。		
※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)		
※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定		
※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定		
※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの		
(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定 (ユースエール認定企業)	ア. ユースエール認定企業	6点